
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 適用時期等

本資料の目的

1. 企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」(以下「時価算定会計基準」という。)は 2021 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することとしている。
2. 本資料は、投資信託の時価の算定に関する取扱い及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いについて、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を改正するにあたり、適用時期等について検討することを目的としている。

分析

3. 審議事項(2)-4 及び審議事項(2)-5 における事務局の提案は、実務に配慮し、一定の場合に基準価額を時価とみなすことを容認するものであるが、改正適用指針を適用するにあたっては、以下の追加的な作業を要すると考えられる。
 - (1) 投資信託財産が金融商品である投資信託を保有している場合において、個々の投資信託の解約制限の重要性の判断及び例外的な取扱いを適用するか否かの検討
 - (2) 投資信託財産が不動産である投資信託を取得原価評価している場合において、時価評価に関する態勢の整備及び例外的な取扱いを適用するか否かの検討
4. 前項の(1)及び(2)については、追加的な作業を要すると考えられるが、前項に記載のとおり、一定程度実務への配慮を行っており、時価算定会計基準は 2021 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することを踏まえると、原則的な適用時期を 2022 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表からとすることが考えられる。また、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの早期適用を認めることが考えられる。

これまでの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で聞かれた意見並びに ASBJ 事務局の対応案

(聞かれた意見)

5. 原則的な適用時期を2022年3月31日以後終了する連結会計年度とする事務局の提案では、実務的に難しいのではないかと考える。例外的な取扱いの適用を推奨するのであれば、対応可能かもしれないが、原則的な取扱いを適用する場合を考えると、さらに1年間の準備期間が必要ではないかと考える。
6. 本改正適用指針が最終化される時期がどのくらいになるかによって、2021年4月1日の早期適用も難しいのではないかと考える。

(ASBJ事務局の対応案)

7. 第5項のような懸念が聞かれてはいるものの、困難が生じる具体的なケースは明らかではなく、事務局の提案を修正せず、2022年3月31日以後終了する連結会計年度を原則的な適用時期とすることが考えられるかどうか。

経過措置

8. 時価算定会計基準では、その適用初年度において時価算定会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用し、その変更の内容について注記することとしている。改正適用指針についても、同様に、適用初年度においては、本適用指針が定める新たな会計方針(時価算定会計基準の定める時価を新たに算定する場合や取得原価をもって貸借対照表価額としていたものから時価をもって貸借対照表価額とする場合など)を将来にわたって適用し、その変更の内容について注記することが考えられるかどうか。

これまでの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で聞かれた意見並びにASBJ事務局の対応案

(聞かれた意見)

9. 投資信託財産が不動産である投資信託を取得原価評価から時価評価に変えるような貸借対照表上の変化がある場合については、遡及修正も視野に入れた経過措置を検討する余地があるのではないかと考える。

(ASBJ事務局の対応案)

10. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第44-2項において、市場価格のない株式等以外の時価を把握することが極めて困難な有価証券の定めを削除など、時価の定義の見直しに伴う2019年改正により生じる会計方針の変更は、時価算定会計基準の適用初年度における原則的な取扱いと同様に将来にわたって適用することとしている。今回の改正適用指針は、これと同様の取扱いとすることが適当と考えられるため、事務局の提案を修正しない。

公開草案の質問項目

11. 上記の適用時期の提案については、公開草案についてのコメントを募集する際の質問項目とする。

ディスカッション・ポイント

適用時期等に関する事務局の提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上